

東海第二原発差止訴訟
準備書面(39)(40)の口頭説明
立地審査の欠落

2026.6.19 Fri
東京高等裁判所

一審原告ら訴訟代理人弁護士 中 野 宏 典

1 立地審査の欠落と人格権侵害の具体的危険

(準備書面(39)、準備書面(40)・第4)

2 立地審査指針の内容とその不合理性

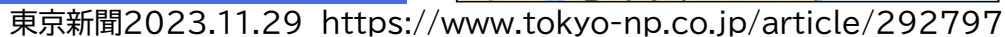
(準備書面(40)・第2)

3 立地審査指針への適合判断の欠落

(準備書面(40)・第3)

1 立地審査の欠落と人格権侵害の具体的危険

準備書面(39)、準備書面(40)・第4



日野行介『原発避難計画の虚構-公文書が暴く冷酷な国家の真意』

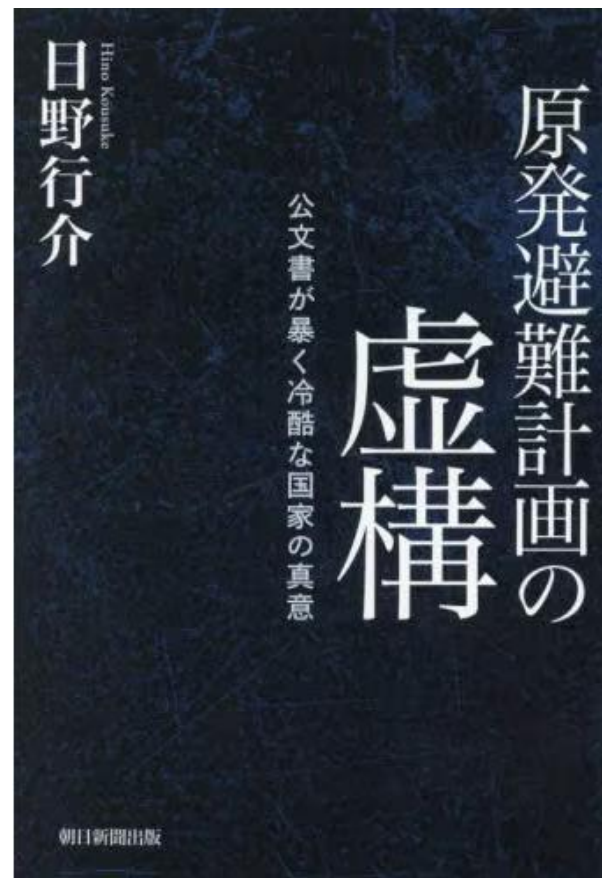
粘り強い情報公開請求等調査

→約5万枚ものの内部資料を入手



- ① 原発避難計画は、もともと周辺住民に**相当の被ばくを強いることを前提**としたものであること
- ② 被ばくを回避するための避難計画など実行不能であること
- ③ 実効的な避難計画を策定するなどということは、**行政の欺瞞**であること
- ④ 国も、そのことを知悉した上で、再稼働を正当化するために押し通そうとしていること

等を暴いた。



周辺住民との十分な離隔等を確保していないから実効的な避難計画が作れないこと

Q なぜ周辺住民に相当の被ばくを強いるような避難計画しかできないのか？

A 周辺に**人が多すぎる**から（周辺住民との**十分な離隔等が確保されていない**から）。

人が少なければ（周辺住民との十分な離隔等が確保されていれば）、実効的で無理のない（被ばくを回避する）避難計画等を整備等することができる。

根本的原因是
立地審査指針を適用せず
周辺住民との十分な離隔等を確保しないから

立地審査の実施と、周辺住民との十分な離隔の確保等は、周辺住民の生命、身体、財産保護のために不可欠

人格権侵害の
具体的危険がない

原発が、原子力災害の防止上支障がない位置に設置されていなければならない。

原子力災害

原子力緊急事態により**国民の生命、身体又は財産に生ずる被害**（原災法2条1号）

原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ**放出された事態**（同条2号）

原子力災害の防止

- ①放射性物質の放出防止
- ②被ばくの防止

- i **原発と周辺住民との十分な離隔**
- ii 被ばくを避けて避難を行う

立地審査指針に
おける離隔要件

立地の適否(離隔要件)は、設置許可処分に係る審査において審査されなければならないこと

炉規法1条

原基法の精神にのっとり、…放射性物質が異常な水準で当該施設の外へ放出されることその他の…災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、**公共の安全を図る**ために、原子炉の設置及び運転等に関し、必要な規制を行い、もって**国民の生命、健康及び財産の保護**、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする

炉規法43条の3の6第1条4号

発電用原子炉施炉の**位置…が核燃料物質等による災害の防止上支障がないもの**として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること

→立地審査指針を審査対象としていた2012年法改正前から大きく**変わっていない**。

立地審査については、本来、設置許可処分に係る審査において審査されなければならない

原災法1条

原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、**炉規法**、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律**と相まって**、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって**原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護**することを目的とする

原子力緊急事態が発生する可能性をゼロにすることはできない

原子力災害の防止

- ①放射性物質の放出防止
- ②被ばくの防止
 - i 原発と周辺住民との十分な離隔
 - ii 被ばくを避けて避難を行う

原子力災害の防止上支障がないという観点で最も望ましいのは、
原子力緊急事態を引き起こさない（①）こと。

事故の原因は、~~人的要因~~（設計、施工の瑕疵やテロリズムなど）や、
~~自然現象~~（地震、津波、火山噴火等）など様々。

人的要因は予測できない

自然科学にも限界がある（不定性）

事故の原因を精度よく予測し、①を完全に防止することはできず、
原子力緊急事態の発生可能性をゼロにすることはできない。

依然として無視できないリスクが残る

深層防護の徹底と立地審査(離隔)は国際的な要求であること

原子力災害の防止

□ ①放射性物質の放出防止

□ ②被ばくの防止

□ i 原発と周辺住民との十分な離隔

□ ii 被ばくを避けて避難を行う

依然として無視できないリスクが残る

だからこそ、万が一に備えて
放射性物質の影響から人と環境を守る＝実効的な避難（② ii）ができなければ
原発の稼働によるリスクを無視してよいと評価してはならない。



そして、実効的な避難（避難計画）のためには
そもそも原発と公衆とを十分に離隔しておくこと（② i）が不可欠
これは、国際的な要求

SSR-2/1

NS-R-3

etc

小括

- 原子力災害の防止
- ①放射性物質の放出防止
 - ②被ばくの防止
 - i 原発と周辺住民との十分な離隔
 - ii 被ばくを避けて避難を行う

本件原発が
実効的な避難計画等の整備等に
支障がない位置に設置されていなければ
一審原告らの生命、身体的安全等が
確保されたとはいえず
人格権侵害の具体的危険が認められるべき

2 立地審査指針の内容とその不合理性

準備書面(40)・第2

原子炉立地審査指針の要求内容

a. 原則的立地条件

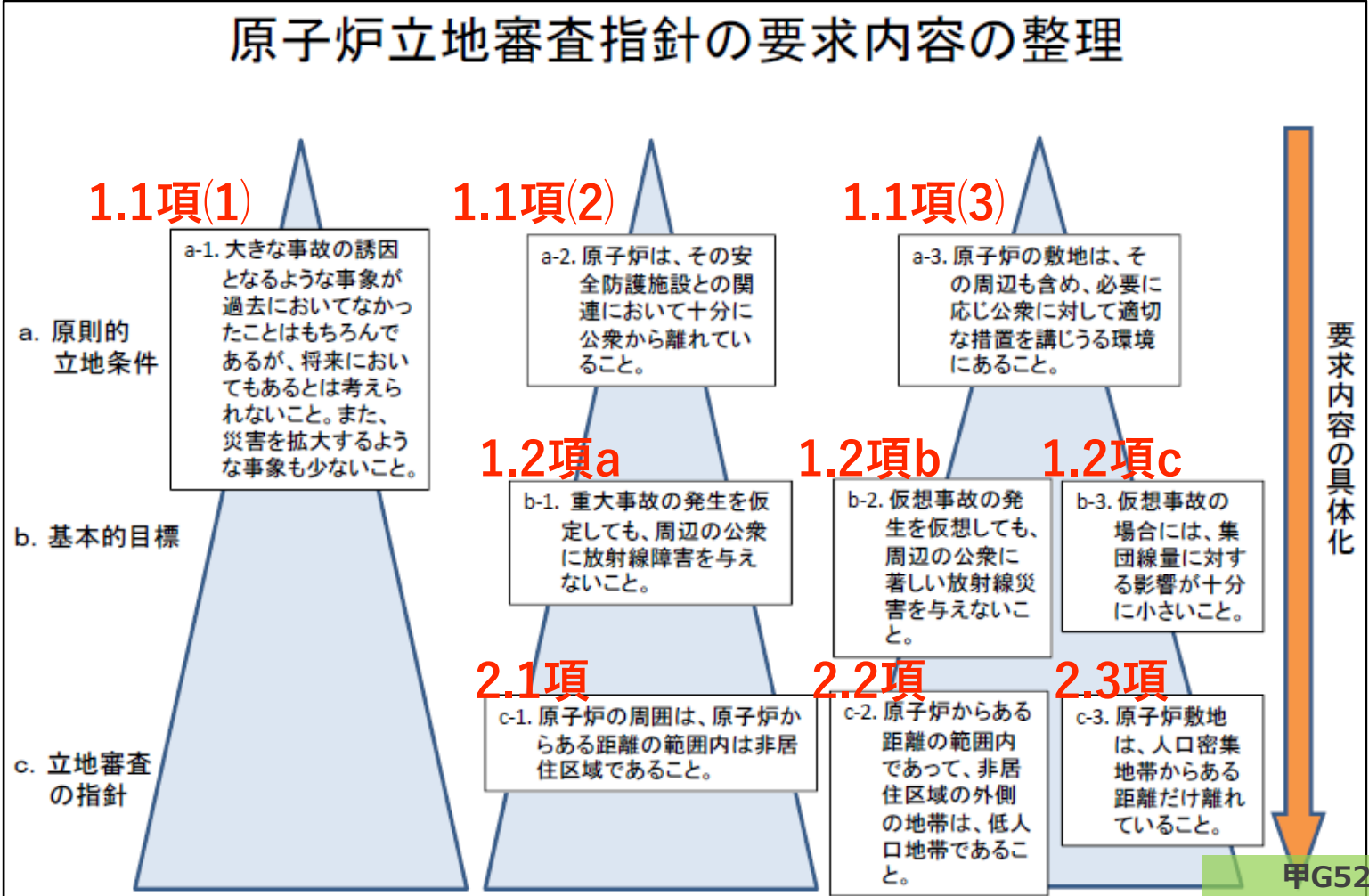
- 1.1項(1) a-1. 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。
- 1.1項(2) a-2. 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。
- 1.1項(3) a-3. 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。

b. 基本的目標

- 1.2項a b-1. 敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故(以下「重大事故」という。)の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。
- 1.2項b b-2. 更に、重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故(以下「仮想事故」という。)(例えば、重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかは動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの)の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。
- 1.2項c b-3. なお、仮想事故の場合には、集団線量に対する影響が十分に小さいこと。

c. 立地審査の指針(基本的目標を達成するための条件)

- 2.1項 c-1. 原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。
- 2.2項 c-2. 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。
- 2.3項 c-3. 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。





重大事故の場合、もし、その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲

→「非居住区域」

めやす：全身0.25Sv

仮想事故の場合、何らの措置を講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲

→「低人口地帯」

めやす：全身0.25Sv

仮想事故の場合、全身線量の積算値が、集団線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるような距離

→めやす：例えば2万人・Sv

→人口密集地帯

めやす線量の根拠 - 一般公衆に適用するべきものではないこと

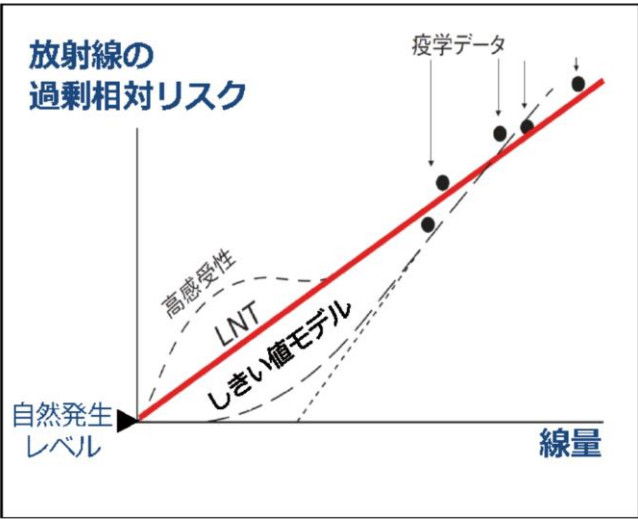
1950年代～1960年代当時のアメリカの放射線防護基準において
職業人である放射線業務従事者（**訓練された健康な大人の作業員**）が
事故などの緊急やむを得ない場合に限って
一生に一度、許容できる限界値とされていた線量に基づいている

子どもも含む周辺の一般公衆と
同列に論じる合理的な根拠はない
基準を適用したこと自体が誤り

急性障害の閾値を参考にしており、確率的影響、晩発性障害を無視していること

250mSvは、急性障害の閾値として設定されたもの。

がんのリスクなどを無視している。
現在の放射線防護学では、LNTモデルが標準。



人体への影響		放射線影響の分類			
影響の出現	身体的影響	潜伏期間	例	放射線影響の機序	
		数週間以内 ＝急性影響 (早期影響)	急性放射線症候群※1 急性皮膚障害	細胞死/細胞変性で起こる 確定的影響 (組織反応) ※2	
		数か月以降＝ 晩発影響	胎児の発生・発達異常(奇形)	突然変異で起こる 確率的影響	
	遺伝性影響		水晶体の混濁		
			がん・白血病		
	遺伝性影響		遺伝性疾患		

※1：主な症状としては、被ばく後数時間以内に認められる嘔吐、数日から数週間にかけて生じる下痢、血液細胞数の減少、出血、脱毛、男性の一過性不妊症等。

※2：一定量以上の被ばくがないと発生しない。

想定された事故(重大事故、仮想事故)が小さすぎる

重大事故

「技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故」(1.2項a)

仮想事故

「重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故」(1.2項b)



字義どおりに解釈すれば
相応の大きな規模の事故となるはず

福島第一原発事故以前は、どの原発も
「どんなに深刻な事故であっても、
敷地外に放射性物質が放出されることは絶対にあり得ない」
という評価となっていた(=安全神話)

3 立地審査指針への適合判断の欠落

準備書面(40)・第3

原子炉立地審査指針の要求内容

① 重大事故の
規模を定める

② ①の
影響範囲を確認

③ ②を非居住
区域とする

④ 仮想事故の
規模を定める

⑤ ④の
影響範囲を確認

⑥ ⑤を低人口
地帯とする

⑦ 人口密集地帯
からの離隔

a. 原則的立地条件

- a-1. 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。
- a-2. 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。
- a-3. 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じる環境にあること。

b. 基本的目標

- b-1. 敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故(以下「重大事故」という。)の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。
- b-2. 更に、重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故(以下「仮想事故」という。)(例えば、重大事故を想定するには効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかは動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの)の発生を仮定しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。
- b-3. なお、仮想事故の場合には、集団線量に対する影響が十分に小さいこと。

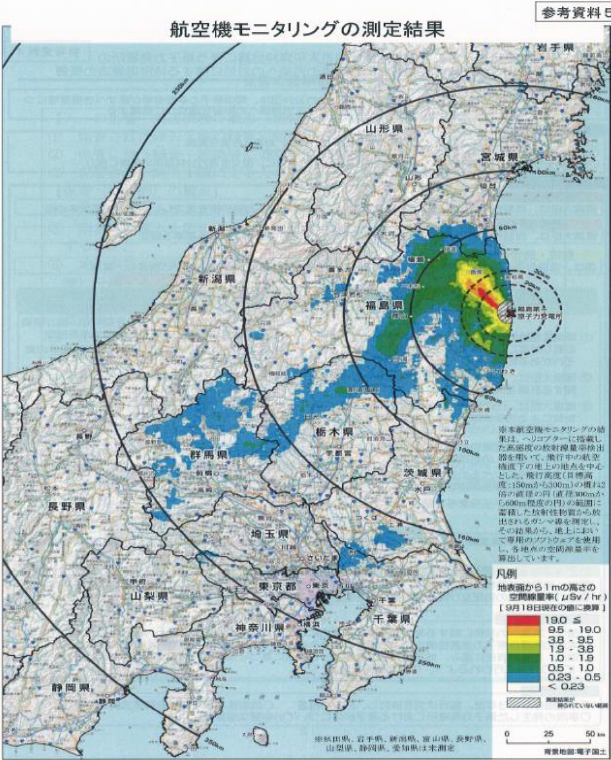
c. 立地審査の指針(基本的目標を達成するための条件)

- c-1. 原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。
- c-2. 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。
- c-3. 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。

重大事故

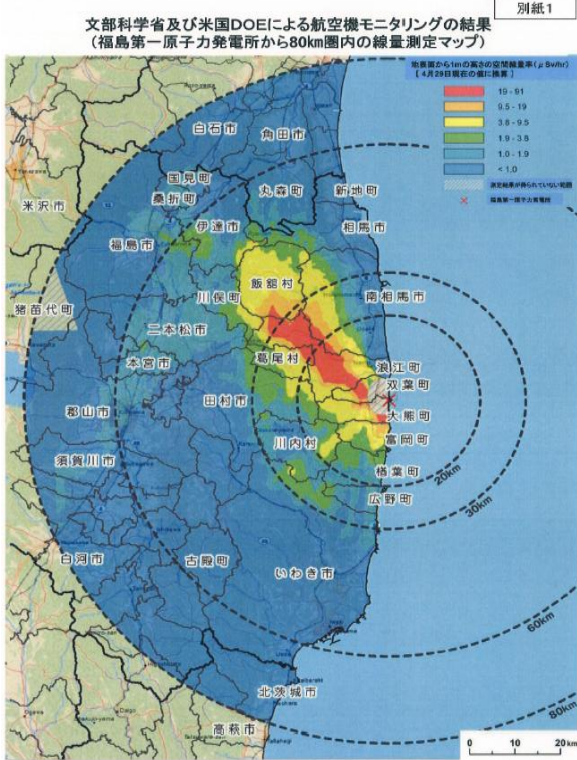
「技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故」(1.2項a)

▶ 少なくとも福島第一原発事故と同規模が想定されるべき。



最終準備書面11の1・p12

最終準備書面11の1・p13



「重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故」 (1.2項b)

▶ 少なくとも福島第一原発事故時の「最悪シナリオ」以上とされるべき。



2011年3月25日時点

福島第一原発

201

20km

170km

(強制移転区域)

250km

(移転希望を認める区域)

線量評価結果について

- 水素爆発の発生に伴って追加放出が発生し、それに続いて他の号機からの放出も続く予想される場合でも、事象のもたらす線量評価結果からは現在の20kmという避難区域の範囲を変える必要はない。
- しかし、続いて4号機プールにおける燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まると予想されるので、その外側の区域に屋内退避をもとめるのは適切ではない。少なくとも、その発生が本格化する14日後までに、7日間の線量から判断して屋内退避区域とされることになる50kmの範囲では、速やかに避難が行われるべきである。
- その外側の70kmの範囲ではとりあえず屋内退避を求めることになるが、110kmまでの範囲においては、ある程度の範囲に土壤汚染レベルが高いため、移転を求めるべき地域が生じる。また、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることを理由に移転することを希望する人々にはそれを認めるべき地域が200kmまでに発生する(容認線量に依存)。
- 続いて、他の号機のプールにおいても燃料破損に続いてコアコンクリート相互作用が発生して大量の放射性物質の放出が始まる。この結果、強制移転をもとめるべき地域が170km以遠にも生じる可能性や、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることをもって移転を希望する場合認めるべき地域が250km以遠にも発生することになる可能性がある。
- これらの範囲は、時間の経過とともに小さくなるが、自然(環境)減衰にのみ任せておくと、上の170km、250kmという地点で数十年を要する。

IAEA NS-R-3

日本語翻訳版

IAEA
安全
基準
シリーズ

原子炉等施設の立地評価

安全要件
No. NS-R-3

国際原子力機関

2010年11月
独立行政法人 原子力安全基盤機構

立地地点の適正評価において、緊急時対策の実施可能性及び個人と集団に対するリスク評価のため、外部領域の**人口密度、人口分布およびその他の特徴を考慮**しなければならない（2.1項柱書及び(c)）。

これらを考慮した結果、立地地点が容認できず、立地地点の防護対策あるいは運営管理手順により欠陥が補償できないことが示された場合には、**当該地点は立地不適と考える**なければならない（2.2項）。

人口の特性と分布を踏まえ、事故時に住民への放射能リスクが**容認可能なほどに低く**しなければならない（2.27項）。

立地地点やその周辺で、**風向、風速、気温及び降水量などの基本的な気象学的パラメータ**等を含めた気象学的記述を作成しなければならない（4.1項）。

調査から得られたデータに基づいて、放出された放射性物質が、**大気中をどのように分散するか、モデルを使用して評価**しなければならない（4.3項）。

定住人口だけでなく、可能な範囲で**一時的滞在人口に関する情報を収集**すること、現在だけでなく予想される人口分布に関する情報を収集すべき（4.11項）。

プラントからの**方角と距離の観点からデータを収集**する（4.13項）。

国際的な基準と同水準の評価が必要（cf.原基法2条2項等）

実用発電用原子炉に係る新規制基準の
考え方について

平成 28 年 6 月 29 日 策定

平成 28 年 8 月 24 日 改訂

平成 29 年 1 月 8 日 改訂

平成 30 年 12 月 19 日 改訂

原子力規制委員会

立地審査指針自体は、福島第一原発事故後においても、**規制機関によって改廃されていない**が、2012年法改正後、炉規法43条の3の6第1項4号の**審査基準ではない**。

甲G64・p385

原則的立地条件①については、設置許可基準規則においては、地盤の安定性や地震等による損傷防止など、自然的条件ないし社会的条件による個別的な規定との関係で考慮されている。

甲G64・p386

原則的立地条件②については、**重大事故等対策自体の有効性を評価**することが、より適切に、「災害の防止上支障がないこと」について判断できると評価した。そして、設置許可基準規則においては、立地審査指針における立地評価に係る事項（原則的立地条件②の離隔）を**基準として採用しなかった**。

甲G64・p386-387

原則的立地条件③については、既許可の原発で「低人口地帯」が敷地内に収まっていたこと、原災法等による原子力災害防止対策の強化がされていることなどから、その**役割を終えた**と判断した。…したがって、現在の炉規法において、立地審査指針における要求（原則的立地条件③）は**採用していない**。

甲G64・p388-389

ポイント①：連続した5つの防護レベルを用意すること

レベル1 原発に異常を発生させないこと

レベル2 異常が発生しても事故に拡大させないこと

レベル3 事故が発生しても放射性物質が外部に放出する事態に発展させないこと

レベル4 放射性物質が外部に放出する事態になっても異常な放出に発展させないこと

レベル5 異常な放出に発展しても公衆に対する放射線被害を回避すること

比較してはならないことを比較→他事考慮

前段否定

前段階の防護レベルが機能することを前提にはならない

後段否定

後段階の防護レベルに期待して対策を疎かにしてはならない

重大事故等対策

立地審査（離隔）

避難（避難計画等）

「より適切」に判断するための比較になっていないこと

原則的立地条件②については、**重大事故等対策自体の有効性を評価**することが、より適切に、「災害の防止上支障がないこと」について判断できると評価した。そして、設置許可基準規則においては、立地審査指針における立地評価に係る事項（原則的立地条件②の離隔）を**基準として採用しなかった**。

甲G64・p386-387

「より適切」かどうかを判断するためには？

- ア 立地審査指針における旧重大事故及び旧仮想事故として、**福島第一原発事故前に考えていた規模**の事故における原発敷地外への放射性物質放出量
- イ 旧重大事故及び旧仮想事故として、**福島第一原発事故を踏まえて本来見直されなければならない規模**の事故における原発敷地外への放射性物質放出量
- ウ 設置許可基準規則における**重大事故等対策を施した場合**における原発敷地外への放射性物質放出量

▶ 原規委はせいぜい**アとウを比較**しただけに見える。
しかし、**イとウを比較**しなければ「より適切」かは分らない。

「より適切」に判断するための比較になっていないこと

求釈明

- ア 被告国の主張は、アとウを比較して「より厳しい条件を設定」したという趣旨なのか。それとも、イとウについても比較して「より厳しい条件を設定」したという趣旨なのか。
- イ 仮に被告国の主張がイとウについても比較したという場合に、被告国は、イの事故として、立地審査指針における**重大事故、仮想事故について、それぞれ、どのくらいの規模の原発事故を想定**しているのか。
- ウ 具体的には、どの核種（①核種）の放射性物質が、それぞれどのくらいの量放出され（②核種ごとの放出量）、それら放射性物質がそれぞれどこまでどのように拡散すると想定しているのか（③核種ごとの放出距離、放出の態様）。

釈明内容

放射性物質の放出量等に着目したものではない。
核種、核種ごとの放出量、核種ごとの放出距離、放出態様については**比較していない**（甲G521・p9-10）。

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国ほか1名

求釈明申立書に対する回答書

令和5年9月5日

原規委が行っているのはほとんど無意味な比較
原規委によって立地審査指針の要求を満たすことは確認されていない

まとめ

- ① 本件原発が**実効的な避難計画等の整備等に支障がない位置**に設置されていないのであれば、一審原告らの生命、身体の安全等が確保されたとはいえず、人格権侵害の具体的危険が認められるべきである。
- ② 立地審査指針自体にも、**i めやす線量をあまりにも大きい数値**にしていること、**ii 事故想定をあまりにも小さくし**、敷地外に放射性物質が放出されることはないという評価になっていたことという問題がある。
- ③ しかるに、原規委は、第4の防護レベルである重大事故等対策を理由に第5の防護レベルないしその前提たる立地審査指針を適用しないこととしており、**深層防護の考えに明確に反する**。
- ④ 原規委は、重大事故等対策が「厳しい基準」となっているかについて、立地審査指針を現時点で適用した場合と比較しておらず、原規委によって、**立地審査指針の要求を満たすことは全く確認されていない**。

本件原発は、**実効的な避難計画等の整備等に支障がない位置**に設置されておらず
一審原告らの生命、身体の安全等が確保されたとはいえないから
人格権侵害の具体的危険が認められる